

当委員会の活動内容について

檜山圏域障がい者が暮らしやすい 地域づくり委員会の概要



北海道檜山振興局保健環境部社会福祉課

地域づくり委員会とは

- ▶北海道障がい者条例に基づき、市町村と連携をして、障がい者が受けた差別や虐待などの解決に向けた協議・あっせんを行います。
- ▶また、障がい者の地域生活を支えるサービスや暮らしづらさに関する相談に対応します。

障がい者を理由とする差別等の解消をめざして

- 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」が、平成22年4月1日から全面施行されました。
- 条例に基づき、道内の14圏域に設置した「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」では、市町村などと連携し、障がい者が受けた差別や虐待などの解決に向けた協議・あっせんを行います。また、障がい者の地域生活を支えるサービスや暮らしづらさに関するご相談もお受けします。

お困りのときは、ご相談ください。

★手続きは簡単 ★無料
★迅速に対応します

◎虐待があった場合

虐待を行うこと、虐待を放置することは許されません。虐待に関する連絡を受けた場合、直ちに関係機関と連携し、必要な措置をとります。

◎障がいを理由とする差別・不利益な扱いがあった場合

条例では、差別や不利益な扱いを禁止しています。差別や不利益な扱いには、障がい者が、障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮が欠けている場合も含まれます。

◎日常生活での暮らしづらさがある場合

暮らしを支えるサービスに関することや様々な暮らしづらさについて、ご相談に応じます。

虐待とは？

条例第21条で、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待を定義しています。

差別・不利益な扱いとは？

条例施行方針により、国連の「障害者の権利に関する条約」に準拠して、次のとおり定義しています。

「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」

合理的配慮とは？

条例施行方針により、国連の「障害者の権利に関する条約」に準拠して、次のとおり定義しています。

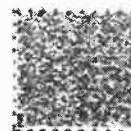
「障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮を欠いていること。ただし、過度の負担を課すものを除く。」

あっせんとは？

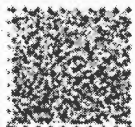
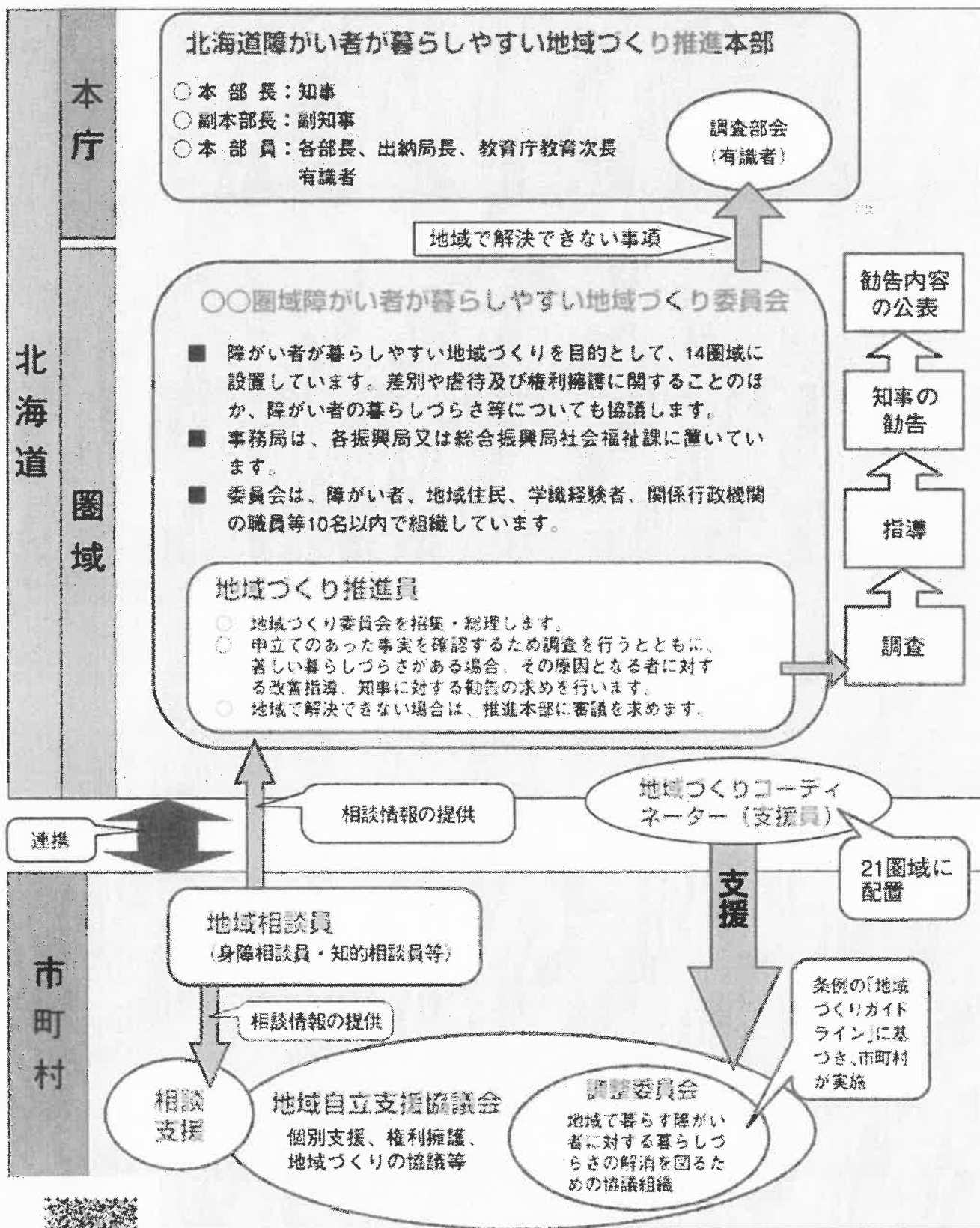
法律問題や障がい者の暮らしに詳しい「地域づくり推進員」が、当事者からお話をうかがい、地域づくり委員会による協議を経てあっせん案を提示し、解決に向けた調整を行うことを言います。なお、悪質な差別や虐待の場合は、改善指導や知事による勧告を行います。

あなたのプライバシーは守ります。最寄りの振興局又は総合振興局社会福祉課へご相談ください。（裏面をご覧ください）

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 TEL.011-204-5277
札幌市中央区北3条西6丁目 ホームページ<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index>



北海道障がい者条例に基づく各委員会等



ちいさ いんかい しちょうそん
地域づくり委員会や市町村に

そうだん
相談したら、どうなるの？

たと つか たいおろ かんが
～ 例えば、次のような対応が考えられます ～

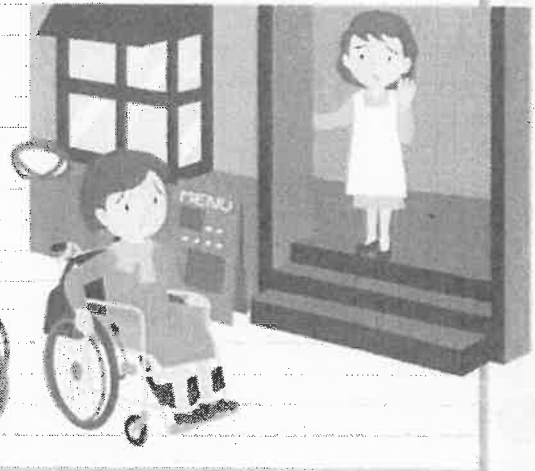
① 困りごとの発生

Aさん・車いす利用者

いきたいお店に3段ほどの階段があって困っています。
スロープやエレベーターもありません。

でも、ぜひそのお店で食べたい料理があって、勇気を出して、
ひとりで来たのです。

お店の入り口で、店員さんに手伝って
ほしいと伝えたところ、断られました。

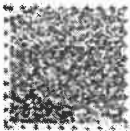


どうしてもその料理を
食べたい。車いすに乗って
いるからお店に入れて
もらえなかったのだろうか...

かいぜん
改善してもらいたいがら

ちいさ いんかい
地域づくり委員会に

そうだん
相談することになりました



2

地域づくり委員会の手続き

市役所・町村役場担当課や相談支援事業所では、様々な困りごとの相談を受け付けています。また、条例による「地域相談員」も相談に対応しています。

こうした窓口で解決が難しい問題などについては、地域づくり委員会で協議やあっせんを行いますので、最寄りの市町村を所管する振興局又は総合振興局社会福祉課(地域づくり委員会事務局)にご相談ください。

地域づくり委員会での協議等の手続きの概要は、次のとおりです。

1 地域づくり委員会への協議の申立て

障がい者、保護者、関係者等は、地域づくり委員会に、協議等の申立てを行うことができます。

※最初の相談は電話でもできますが、申立ては文書で行います。

2 調査

地域づくり推進員は、申立てのあった事実について確認するため、当事者双方に対し聴き取り調査等を行います。また、困りごとの内容に応じて、関係者から聴き取りを行うこともあります。

3 地域づくり委員会による協議・あっせん（非公開）

地域づくり推進員、委員及び参考人は、調査で確認した事実や当事者のご意見をもとに、中立・公平な立場から暮らしづらさの問題解決のためのあっせん案を協議し、当事者双方に提示します。

※ 障がいのある方も、委員又は参考人として、協議に参加します。

4 指導

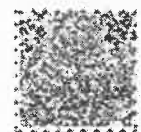
地域づくり委員会において、「著しい暮らしづらさ」があると判断した場合、暮らしづらさの原因となる者に対して、文書による指導を行います。

5 知事による改善勧告と公表

地域づくり推進員は、虐待や障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に関する申立てに対して行った指導について、改善が図られる見込みがないと判断したときは、地域づくり委員会で協議の上、知事に対して改善のための勧告を行うよう求めることができます。

※ 勧告を行う場合、知事は、あらかじめ、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて意見の聴取を行います。

※ 勧告を行っても改善が図られないときは、知事は、勧告内容を公表することができます。

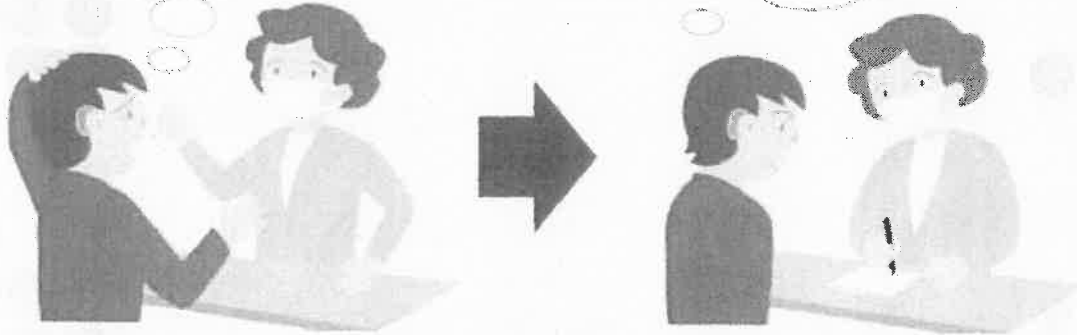


合理的配慮がされるようになった事例の紹介

ビー さん 聴覚障がいの方

マスクを外してくれないと、何を言っているのかわからない...

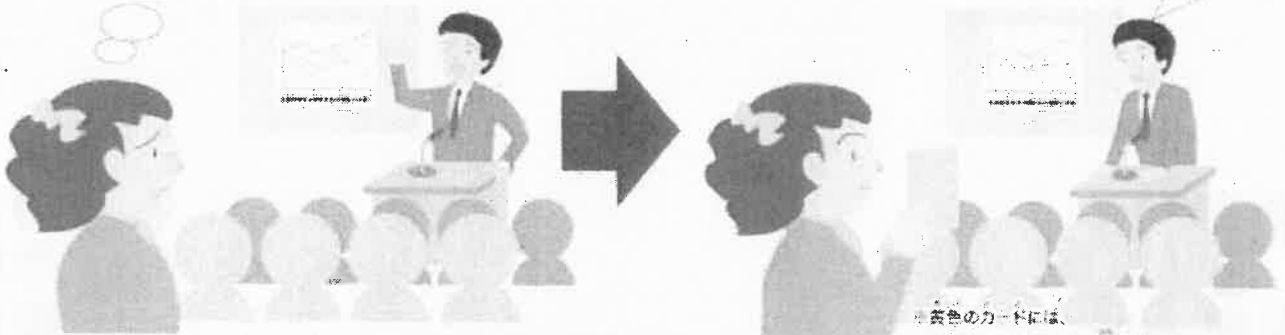
風邪で、マスクをしているんだ。筆談してくれて、安心。



シー さん 知的障がいの方

早口でわからない...

黄色いカードが上がりましたので、すこし、ゆっくり話しますね。



黄色のカードには、「ゆっくり、わかりやすく話してください」と書いてあります。

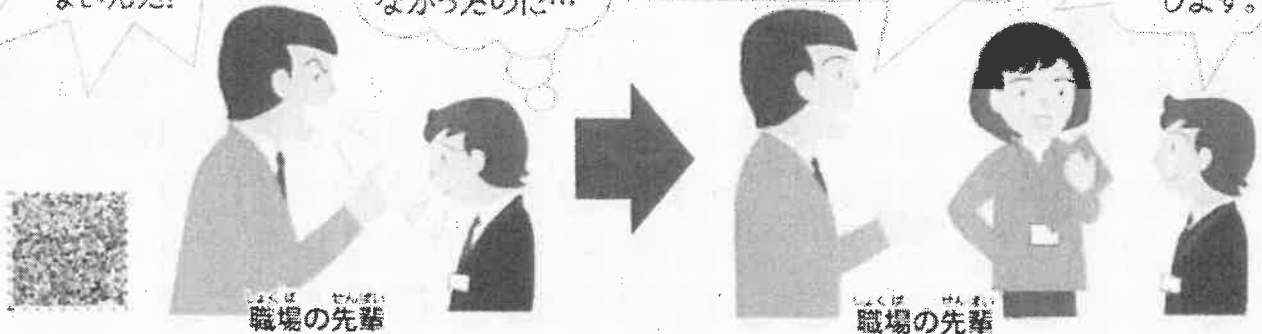
ディー さん 発達障がいの方

なんで仕事が終わってないんだ!

やり方がわからなかったのに...

わからないことは、ぜひこの人に聞いてくださいね。

よろしくおねがいします。



職場の先輩

職場の先輩

② 地域づくり委員会への相談

地域づくり委員会の事務局がある

〇△総合振興局の社会福祉課に電話しました。

状況を話したところ、
自宅に話を聞きに来てくれました。

地域づくり委員会では、実際にお店に行つて
お店の方と話をし、状況を確認すると、説明してくれました。



③ 地域づくり委員会の調査・協議

地域づくり委員会では…

お店に行き、お店の方と話して、状況を確認しました。

そのあと、地域づくり委員が集まり、対応を検討しました。

④ 地域づくり委員会の検討結果と対応

お店は、女性の店員2名のみだったので、車いすに乗ったお客さまを
持ち上げて、安全に運ぶことができないと判断し、

お断りしたということでした。

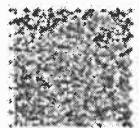
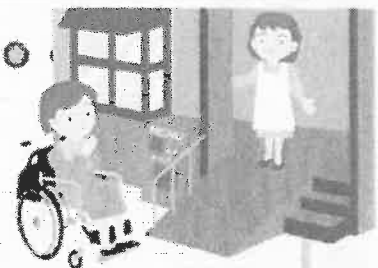
地域づくり委員会ではあらためて、お店に行つて、スロープの設置を
提案し、Aさんには、お店に伝えた内容などを説明しました。

⑤ 結果

Aさんは、お店の状況を知り、納得しました。

その後、お店には、階段の隣に、ゆるやかなスロープ
が設置され、車いすの方もベビーカーを利用しているお母さんも

そのお店で食事をたのしめるようになりました。



5 協議申立書の提出があった事案の概要

分野	圏域名	申立の概要等	主な対応
行政	十勝	<p><申立人> 精神障がい</p> <p><申立の概要> 関係機関から、自動車税の減免について、該当にならないと言われた。説明が理解できないので、わかりやすい資料を依頼したが、用意された資料では申請者が理解できなかったため、わかりやすい文章の書面で説明をしてほしい。</p>	<p>○ 関係機関から、文書にて照会内容(自動車税の減免制度について)を回答した。</p> <p>[協議終了]</p>

令和2年度全国・道内における障害者虐待対応状況に関する調査結果(概要)

○ 全国の状況

(1) 通報等件数

	件数
養護者	6,556件
施設従事者等	2,865件
使用者	564件
合計	9,985件

(2) 虐待を受けたと判断した件数

	件数	種別・類型(複数回答有)				
		身体的	性的	心理的	ネグレクト	経済的
養護者	1,768件	1,187件	51件	556件	229件	293件
施設従事者等	632件	334件	102件	266件	47件	30件
使用者	401件	22件	8件	52件	14件	331件
合計	2,801件					

(3) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

① 養護者(被虐待者数に対応)

分離を行った事例	分離していない事例	もともと虐待者とは別世帯	検討中・調整中・その他	合計
654件	793件	157件	171件	1,775件

② 施設従事者等(総合支援法等の規定に基づく権限の行使)

事業所等に対する指導	報告徴収、質問、立入検査等	改善勧告	改善勧告に従わない場合の公表	改善命令	指定の効力の全部又は一部停止	指定取消	合計
200件	125件	38件	5件	4件	8件	5件	385件

③ 使用者(都道府県労働局が執った措置、被虐待者数に対応)

労働基準関係法令に基づく指導等	(うち、最低賃金法関係)	障害者雇用促進法に基づく助言、指導等	男女雇用機会均等法に基づく助言、指導等	個別労働紛争解決促進法に基づく助言、指導等	労働施策総合推進法に基づく助言・指導、紛争解決の援助等	合計
427件	212件	66件	10件	14件	4件	523件

(4) 被虐待者の状況

	被虐待者の実人数	障がい種別(複数回答有)				
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他
養護者	1,775人	307人	843人	739人	63人	38人
施設従事者等	890人	162人	637人	173人	51人	21人
使用者	498人	119人	215人	142人	26人	7人
合計	3,163人					

○ 北海道の状況

(1) 通報等件数

	件数
養護者	483件
施設従事者等	108件
使用者	30件
合計	621件

(2) 虐待を受けたと判断した件数

	件数	種別・類型(複数回答有)				
		身体的	性的	心理的	ネグレクト	経済的
養護者	47件	34件	1件	12件	7件	5件
施設従事者等	24件	11件	5件	7件	1件	3件
使用者	21件	0件	0件	0件	1件	20件
合計	92件					

(3) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

① 養護者(被虐待者数に対応)

分離を行った事例	分離していない事例	もともと虐待者とは別世帯	検討中・調整中・その他	合計
24件	12件	3件	8件	47件

② 施設従事者等(総合支援法等の規定に基づく権限の行使)

事業所等に対する指導	報告徴収、質問、立入検査等	改善勧告	改善勧告に従わない場合の公表	改善命令	指定の効力の全部又は一部停止	指定取消	合計
15件	9件	2件	0件	0件	0件	0件	26件

③ 使用者(北海道労働局が執った措置、被虐待者数に対応)

労働基準関係法令に基づく指導等	(うち、最低賃金法関係)	障害者雇用促進法に基づく助言、指導等	男女雇用機会均等法に基づく助言、指導等	個別労働紛争解決促進法に基づく助言、指導等	労働施策総合推進法に基づく助言・指導、紛争解決の援助等	合計
26件	7件	0件	0件	0件	0件	26件

(4) 被虐待者の状況

	被虐待者の実人数	障がい種別(複数回答有)				
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他・不明
養護者	47人	4人	22人	20人	1人	1人
施設従事者等	43人	11人	23人	13人	0人	1人
使用者	26人	8人	11人	6人	1人	0人
合計	116人					

※使用者虐待の状況について、通報等件数は、市町村、都道府県で受けたものであり、虐待判断件数、被虐待者件数は、厚生労働省発表資料(令和3年8月27日)及び北海道労働局から確認したもの。

※全国及び北海道の、「(2)虐待を受けたと判断した件数」と、事例への対応状況数については、複数の措置を実施した事例等も含まれるため、一致しない。

檜山圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 取組状況について

令和2年度

第1回 令和2年9月14日開催

- ・地域づくり委員会の概要について説明
- ・障害者差別解消法の概要について説明
- ・令和元年度の地域づくり委員会の活動報告
- ・地域課題の設定⇒地域課題テーマ『障がい者の地域での居場所』を設定

第2回 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止

- ・平成28年に施行された障害者差別解消法について、アンケート形式により管内での認知度調査を行う。調査実施は令和2年11月、取りまとめは令和3年1月
- ・地域課題『障がい者の地域での居場所』について檜山管内での状況を調査するため、令和3年1～2月にかけて、管内グループホームにて障がい者の生活状況の取材を行う。

令和3年度

地域課題テーマ『障がい者の地域での居場所』

第1回 令和3年7月12日開催(※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催)

- ・檜山管内障害者差別解消法認知度調査結果について報告
→「内容を知っている13%、聞いたことがある24%、存在を知らない63%」
- ・地域課題テーマ『障がい者の地域での居場所』取材内容報告

第2回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催せず

- ・檜山管内障害者差別解消法認知度調査の結果、管内の認知度が低かったことから、啓発用のリーフレットを作成。各町広報紙の折り込みチラシとして配布した
- ・地域課題テーマ『障がい者の地域での居場所』について、障がい者本人への取材結果と各委員からの意見を集約し、取りまとめ書を作成。以下の2点について、今後も周知や啓発をはかっていくこととした。
 - (1)障がいのある方の理解促進について
 - (2)身近な相談機関の活用について